４月からの国民健康保険税の特別徴収について

●平成21年２月の年金から国民健康保険税をお支払いいただいた方

口座振替での納付を選択されていない方や国保資格の異動がなかった方については、引き続き、２月の特別徴収額と同じ額を平成21年４月・６月・８月の年金から特別徴収（仮徴収）させていただきます。

●平成20年４月２日から10月１日までの間に65歳になられた世帯主の方および美波町に転入された世帯主の方

下記の特別徴収の条件をどちらも満たしており、口座振替での納付を選択されていない世帯主の方は、平成21年４月の年金から特別徴収（仮徴収）が始まります。特別徴収の金額は、平成20年度の年税額から計算した金額となります。

＜特別徴収の対象となる方＞

①４月１日現在において、世帯主を含む世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である世帯の世帯主の方
※ご自身が国保に加入していない擬制世帯主の方は除きます。

②年額18万円以上の年金を受給している方（複数の年金を受給している方は、全部の金額の合計ではなく、１つの年金で18万円以上であること）。
※ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の1/2を越える場合は対象となりません。

特別徴収の対象となる方には、４月の年金受給時までに、仮徴収期間（4、6、8月）の特別徴収額を記載した「仮徴収のお知らせ」をお送りいたします。

●平成21年２月の年金から特別徴収されていた世帯主の方のうち、平成21年度中に75歳になられる方は特別徴収の対象者とならないため、現金納付または口座振替により国民健康保険税をお支払いいただくことになりますのでご注意ください。

●４月・６月・８月の仮徴収期間中に特別徴収した金額が、７月に確定する年税額を上回る場合は差額分を還付させていただきます。

●平成20年10月２日以降に65歳になられた世帯主の方および美波町に転入された世帯主の方で、上記①②の条件をどちらも満たす場合は、原則平成21年10月から国民健康保険税の特別徴収対象者となります。

【お問い合せ先】 美波町税務保険課　☎77－3615

■ 税務保険課からのお知らせ

①土地（家屋）価格等縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧について

税務保険課及び支所住民室では、４月１日（水）から７月31日（金）まで土地（家屋）価格等縦覧帳簿を縦覧します。この縦覧は、納税者が他の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを確認することができるものです。縦覧できる方は、固定資産税の納税者本人です。ただし、土地の納税者は土地のみ、家屋の納税者は家屋のみ縦覧できます。なお、代理人に縦覧を依頼する場合は委任状が必要となります。

また、固定資産課税台帳については、自己資産について記載された部分を１年中閲覧することができるとともに、借地人・借家人についても使用又は収益の対象としている部分について閲覧できます。この期間中に、ご自分の所有している土地や家屋、償却資産などの登録事項に誤りがないかどうかを確認してください。

②家屋を新増築・取り壊した場合の届出について

家屋を新増築・取り壊した場合は、税務保険課及び支所住民室へご連絡ください。特に、取り壊しの届出がない場合、固定資産課税台帳から抹消されず、固定資産税が課税されたままとなることがあります。

【お問い合せ先】 税務保険課　☎77－3615